

納入事業者の指定要件と提出書類

学校給食用物資登録業者の指定・登録は、下表の指定要件を満たし、運営委員会が承認したものに対して行う。

要件の確認は、学校給食用物資納入業者指定願と下表の提出書類を確認することにより行う。

指 定 要 件		提 出 書 類
		新規の登録希望業者
①	市内に営業所等(個人の場合は住所)を有すること。 ただし、物資が市内で製造できないもの、調達困難なものは除く。	所在等を証明するもの (営業許可証の写しなど)
②	製造または販売を3年以上継続し常時事業を行っていること。 (3年に満たない場合は、市内に本社(個人の場合は住所)を有し、これまで相当量の類似実績が認められること。)	(1)法人の場合 ⇒直近3期分の法人税確定申告書(別表1, 4, 5の1, 5の2, 7, 16 の写しで税務署受付印のあるもの。 電子申告の場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。) (2)任意団体及び個人の場合 ⇒過去3年間の所得税等の申告書の写しなど、これを証明する書類
③	市税等の滞納がないこと。	法人または代表者の鹿屋市に未納がない旨の証明書
④	配達の従事者について、腸内細菌検査を4か月おきに年3回実施していること。	配達の従事者について直近4か月以内に行った検査結果の写し
⑤	証明書提出が指定された物資について、当該証明書が提出されていること。	物資規格で、証明書提出を指定している物資に係る当該証明書 ※大豆もやし、豆腐類、しょうゆ、みそ、白絞油 →遺伝子組み換え大豆を使用していないことの証明書
⑥	米穀は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 47 条に基づく販売の事業の届出を行っていること。 ただし、農林水産省令で定めるものを除く。	届出書の写し